

(公益社団法人福島県青果物価格補償協会)

「特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業」業務方法書

平成25年07月02日制定			
平成28年09月14日改正			
平成30年09月11日改正			
令和02年12月22日改正			

公益社団法人 福島県青果物価格補償協会

〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1番地1  
Tel (024) 554-3567 Fax (024) 554-3055  
Email info@f-karen.or.jp  
URL <https://www.f-karen.or.jp>

大切なあの人へ花束を  
毎日くだもの  
たっぷりの野菜



## 第1章 総 則

### (目 的)

**第1条** この業務方法書は、公益社団法人福島県青果物価格補償協会（以下「この法人」という。）定款第50条の規定に基づき、この法人が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業に関する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

**第2条** この法人は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、県、市町村、その他関係機関等との緊密な連携のもとに、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

### (業 務)

**第3条** この法人は、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知、以下「実施要領」という。）第3の2に定める価格差補給交付金等交付事業を行い、定款第5条第1号に定める会員たる農業協同組合及び第2号に定める青果物の出荷組合並びに第3号に定める農業協同組合連合会（以下「共同出荷組織」という。）に対する委託生産者並びに第4号に定める相当規模生産者（以下「生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、共同出荷組織及び相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）に対し価格差補給交付金等を交付する業務を行うものとする。

### (用語の定義)

**第4条** この業務方法書で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 対象特定野菜等

実施要領第3の2の(1)に基づき、特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業業務方法書実施細則（以下「細則」という。）に定めるものをいう。

(2) 対象産地

実施要領第3の2の(2)に基づき、細則に定めるものをいう。

(3) 対象市場群

実施要領第3の2の(3)に基づき、細則に定めるものをいう。

(4) 共同出荷組織

実施要領第3の3の(3)に定めるものをいう。

(5) 相当規模生産者

実施要領第3の3の(4)に定めるものをいう。

(6) 資金造成単価

実施要領第3の3の(7)のイに基づき、細則に定めるものをいう。

(7) 保証基準額

実施要領第3の3の(7)のイに基づき、細則に定めるものをいう。

(8) 最低基準額

実施要領第3の3の(7)のイに基づき、細則に定めるものをいう。

(業務区分)

**第5条** この事業における業務は、対象特定野菜等ごと、対象市場群ごと及び対象出荷期間ごとに区分して細則に定めるものとする。

(対象出荷期間)

**第6条** この事業の対象とする出荷期間は、対象野菜特定野菜等ごとに、細則に定めるものとする。

(業務対象年間)

**第7条** この法人は、この事業の対象とする業務対象年間を3年とし、細則に定めるものとする。

2. この法人は、価格差補給交付金等の交付を行ったことにより、この事業を行うための交付準備金の著しい減少を招き、同事業を引き続き行う事が困難と認められる場合その他やむを得ないと認められる場合には、県知事の承認を得て、当該業務対象年間を短縮することができるものとする。

(出荷規格)

**第8条** この事業に係る対象特定野菜等の販売は、細則に定める出荷規格に適合したものでなければならない。

## 第2章 負担金等による交付準備金の造成に係る業務

(交付予約数量の申込み)

**第9条** 共同出荷組織等は、実施要領第3の3の(2)のイで県知事の承認を受けた供給計画に即して、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等の交付を受けべき旨をこの法人に対し、細則に定める期日までに、同じく細則に定める様式(交付予約数量申込書)に基づき、交付予約数量の申込みを行うものとする。

なお、この場合において、共同出荷組織等は、この法人に対し、細則で定める最低基準額について、次の契約の締結を申込みすることができるものとする。

(1) 特定野菜供給産地育成価格差補給交付金等交付事業(以下「特定野菜交付事業」という。)

- ①. 最低基準額の 11 分の 9 に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等の交付を受けるための契約締結の申込み（以下「特例 45」という。）
  - ②. 最低基準額の 11 分の 10 に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等の交付を受けるための契約締結の申込み（以下「特例 50」という。）
  - ③. 最低基準額の 11 分の 12 に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等の交付を受けるための契約締結の申込み（以下「特例 60」という。）
- (2) 指定野菜供給産地育成価格差補給交付金等交付事業（以下「指定野菜交付事業」という。）
- ①. 最低基準額の 6 分の 5 に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等の交付を受けるための契約締結の申込み（以下「特例 50」という。）
  - ②. 最低基準額の 12 分の 11 に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等の交付を受けるための契約締結の申込み（以下「特例 55」という。）
  - ③. 最低基準額の 12 分の 13 に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等の交付を受けるための契約締結の申込み（以下「特例 65」という。）
  - ④. 最低基準額の 6 分の 7 に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等の交付を受けるための契約締結の申込み（以下「特例 70」という。）
2. この法人は、前項の定めによる申込みを承諾したときは、遅滞なくその旨を当該共同出荷組織等に対し、細則に定める様式（交付予約数量承諾通知書）に基づき、通知するものとする。

#### (負担金の造成)

**第 10 条** この法人は、前条第 2 項の定めにより、共同出荷組織等に通知したときは、当該共同出荷組織等に対し、当該共同出荷組織等ごとの交付予約数量を基に、当該対象出荷期間の開始前に、当該共同出荷組織等に、負担金を拠出させるものとする。

2. 前項の負担金の額は、業務区分ごとに、細則に定める資金造成単価に、前条第 1 項の申込書に記載した当該共同出荷組織等ごとの交付予約数量を乗じて得た額（以下「必要造成額」という）の合計額に、細則に定める共同出荷組織等が負担すべき割合を乗じて得た額とする。

ただし、特例を選択する場合の資金造成単価は、次のとおりとする。

##### (1) 特定野菜交付事業

- ①. 特例 45 を選択する場合は、資金造成単価の 5 分の 7 に相当する額とする。
- ②. 特例 50 を選択する場合は、資金造成単価の 5 分の 6 に相当する額とする。
- ③. 特例 60 を選択する場合は、資金造成単価の 5 分の 4 に相当する額とする。

##### (2) 指定野菜交付事業

- ①. 特例 50 を選択する場合は、資金造成単価の 3 分の 4 に相当する額とする。
- ②. 特例 55 を選択する場合は、資金造成単価の 6 分の 7 に相当する額とする。
- ③. 特例 65 を選択する場合は、資金造成単価の 6 分の 5 に相当する額とする。
- ④. 特例 70 を選択する場合は、資金造成単価の 3 分の 2 に相当する額とする。

3. 前項の定めにかかわらず、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、交付準備金に残額のある業務区分についての当該共同出荷組織等の負担額は、当該共同出荷組織等の必要造成額からこの残額を控除した額とする。
4. 共同出荷組織等は、負担金を細則に定める期日までに納入しなければならない。
5. この法人は、前項の期日までに、当該共同出荷組織等が負担金を納入するために、細則に定める様式（必要とする負担金の額、納入期日及び納入方法を記載した「納入通知書」）を当該共同出荷組織等に送付しなければならない。

#### （交付準備金の造成）

**第 11 条** この法人は、前条の共同出荷組織等の負担金、県の補助金及びその他の共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を、この事業を行うための準備金（以下「交付準備金」という。）として積み立てるものとする。

2. 交付準備金の運用益は、第 25 条に基づき管理しなければならない。

#### （交付予約数量の増加）

**第 12 条** 共同出荷組織等は、業務対象年間の開始後に、県知事の承認を受けた供給計画を変更し、そのことにより、交付予約数量の増加を必要とする場合は、対象出荷期間の開始前にこの法人に対し、新たに、細則に定める様式（交付予約数量増加申込書）に基づき、交付予約数量の増加を申込みすることができるものとする。

前項の申込みについては、第 9 条及び第 10 条の定めを準用する。

#### （交付予約数量の減少又は解約）

**第 13 条** 第 9 条第 2 項により共同出荷組織等は、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 177 条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係成立に係り（成立する見込みを含む）、同時利用の特例の対象外となる場合にあって、交付予約数量の減少又は解約を必要とする場合は、対象出荷期間の開始前にこの法人に対し、新たに、細則に定める様式（交付予約数量減少（解約）申込書）に基づき、交付予約数量の減少又は解約を申込みすることができるものとする。

2. 前項の申込期限は、細則に定める期日とする。
3. この法人は、前項の定めによる申込みを承諾したときは、遅滞なくその旨を当該共同出荷組織に対し、細則に定める様式（交付予約数量減少（解約）承諾通知書）に基づき通知するものとする。

#### （延滞金）

**第 14 条** この法人は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限までに支払わない場合は、当該納入期限の翌日からその納入を終了する日の前日までの日数を計算し、その得た日数に対し、年利 5.00%の割合で計算した延滞金を徴することができる。

(負担金相殺の禁止)

**第15条** 共同出荷組織等は、この法人に納入すべき負担金について、相殺を持ってこの法人に対抗することができない。

**第3章 価格差補給交付金等交付に係る業務**

(価格差補給交付金等を交付する場合)

**第16条** この法人は、第9条第1項により、交付予約数量の申込みを行った共同出荷組織等に対し、次の状況が生じた時に、価格差補給交付金等の交付を行うものとする。共同出荷組織等が、対象産地の区域内で生産した対象特定野菜等を、当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の旬別（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては月別）の加重平均販売価額に相当する額（以下「旬別平均販売価額」という。）が、保証基準額を下回ったときに、当該共同出荷組織等に対し価格差補給交付金を交付するものとする。なお、旬別の平均販売価額の計算方法は、細則に定めるものとする。

(価格差補給交付金等の交付金額)

**第17条** 共同出荷組織等に交付する価格差補給交付金等の交付金額は、業務区分ごとに次のとおりとする。

- (1) 当該共同出荷組織等に交付する価格差補給交付金等の交付金額は、旬別の価格差補給交付金単価（以下「交付金単価」という。）に、当該共同出荷組織等が、当該交付金単価に対応する期間に、当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量から、第3号に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量（以下「当該旬別出荷数量」という。）を乗じて得た額の合計額とする。
- (2) 前号の定めにかかわらず、当該旬別出荷数量が、当該旬別出荷数量を、当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量で除して得た数値に、当該共同出荷組織等の交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、交付金単価に乘じる数量は、「乗じて得た数量」とし、当該共同出荷組織等に交付する交付金額は、交付金単価に「乗じて得た数量」を乗じて得た額の合計額とする。
- (3) 第1号に規定する価格差補給交付金等の交付の対象としない数量とは、次のとおりとする。
  - ア. 共同出荷組織にあっては、委託生産者が共同出荷組織に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業（以下この条において「事業」という。）を利用しない期間における出荷を委託した数量。
  - イ. 相当規模生産者にあっては、当該相当規模生産者がこの法人に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量（相当規模生産者が、特定相当規模生産者であって、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る。）。
- (4) 価格差補給交付金等の交付金額を算出する基礎数字の算出方法は、細則に定めるものとする。

2. 前項の交付金単価は、業務区分ごとに、保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。ただし、特例を選択した場合の最低基準額は、次による。
  - (1) 特定野菜交付事業・・・第9条第1項第1号に定める額とする。
  - (2) 指定野菜交付事業・・・第9条第1項第2号に定める額とする。

#### (出荷数量及び販売価額の確認等)

- 第18条** この法人は、前条の交付金額の算定にあたり、あらかじめ、共同出荷組織等が対象市場群に出荷した数量を、業務区分に基づき把握しなければならない。
2. 共同出荷組織等は、対象市場群の卸売業者が発行した仕切書又は買付計算書を基に作成した仕切明細書をこの法人に提出しなければならない。
  3. この法人は、前項の仕切明細書内容の正誤及び細則に定める様式（出荷実績数量の報告）に基づき、交付の対象となる出荷数量等を、関係共同出荷組織等に確認作業の依頼を行うものとする。
  4. 当該共同出荷組織等は、前項の依頼を受けた日から20日以内に、この法人に報告するものとする。
  5. この法人は、前項の報告に基づき、必要な精査を行い、細則に定める様式（算定明細書）により、対象出荷数量、対象販売価額及び平均販売価額を認定するものとする。
  6. この法人は、前項の作成のため、必要に応じ、仕切書又は買付計算書の内容について、当該共同出荷組織等又は対象市場群に対し、調査を行うものとする。

#### (価格差補給交付金等の交付金額の通知及び報告)

- 第19条** この法人は、前条第5項で認定した価格差補給交付金等交付金額を、当該共同出荷組織等に、細則に定める様式（特定野菜等交付金額通知書）に基づき、通知しなければならない。
2. この法人は、前条第5項で作定した内容及び価格差補給交付金等の交付金額を、県知事に報告するものとする。

#### (価格差補給交付金等交付申請)

- 第20条** 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとする時は、細則に定める様式（特定野菜等交付金申請書）に基づき、前条の通知を受けた日から、10日以内に、この法人に申請しなければならない。

#### (価格差補給交付金等の交付等)

- 第21条** この法人は、前条の価格差補給交付金等の交付申請が対象共同出荷組織等から出された場合は、遅滞なく、当該共同出荷組織等に対し、価格差補給交付金等交付金を交付しなければならない。

2. 当該共同出荷組織等は、前項の価格差補給交付金等交付金額の交付を受けたときは、速やかに、対象野菜の数量を基礎として、その生産者に価格差補給金を交付しなければならない。
3. 当該共同出荷組織等は、前項の交付を終了したときは、遅滞なく、細則に定める様式（特定野菜等交付金交付終了報告書）により、交付結果をこの法人に報告しなければならない。

#### （価格差補給交付金等交付金の不交付等）

**第 22 条** この法人は、対象共同出荷組織等が次の各号の一に該当する場合は、当該組織等に対し、価格差補給交付金等交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した当該交付金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 故意又は過失により、第 9 条に定める交付予約数量申込書に不実の記載をしたとき。
- (2) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき。
- (3) 県知事の承認を受けた供給計画に即した生産出荷調整を行わず、当該計画と実績が著しく相違したとき。
- (4) 交付された交付金の交付を故意に怠ったとき。
- (5) その他、この法人が特に補給交付金の交付の必要がないと認めるとき。

#### （価格差補給交付金等交付金額の削減）

**第 23 条** この法人は、業務区分ごとに、共同出荷組織等ごとに算定した価格差補給交付金等交付金額が、当該共同出荷組織等が業務区分ごとに積み立てた必要造成額の総額（以下「交付準備金総額」という。）を超えるときは、交付すべき価格差補給交付金等交付金額からその超える金額を削減するものとする。

ただし、既に価格差補給交付金等交付金額を交付した場合にあっては、交付すべき価格差補給交付金等交付金額が、交付準備金総額から当該既交付金額を差し引いて得た額を超えるときは、超える金額を削減するものとする。

2. この法人が、当該共同出荷組織等と特例契約を締結している場合には、当該対象出荷期間中において、業務区分ごとに、当該共同出荷組織等が対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の出荷実績と県知事の承認を受けた生産出荷計画の出荷数量との差の数量の当該出荷計画に対する割合が 5 分の 1 以上である場合に、第 16 条第 2 項で定める交付金単価については、次の額を上回ることができない。

##### (1) 特定野菜交付事業

- ①. 特例 45 の締結の場合は、資金造成単価の 7 分の 5 とする。
- ②. 特例 50 の締結の場合は、資金造成単価の 6 分の 5 とする。

##### (2) 指定野菜交付事業

- ①. 特例 50 の締結の場合は、資金造成単価の 4 分の 3 とする。（ただし、キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいを対象指定野菜にしている場合は除く。）
- ②. 特例 55 の締結の場合は、資金造成単価の 7 分の 6 とする。（ただし、キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいを対象指定野菜にしている場合は除く。）



## 第4章 資金の管理業務等

### (資金の管理)

**第24条** この法人は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを区分して管理するものとする。また、当該事業に係る交付準備金を業務区分ごとに区分して経理するものとする。

### (特別業務資金の経理)

**第25条** 第11条第2項に定める交付準備金の運用益は、総会の決議を経かつ県知事の承認を受けて、交付準備金若しくは特別積立金に繰り入れするまで特別業務資金として管理するものとする。

2. 特別業務資金の繰り入れについての取扱は、細則に定めるものとする。

### (負担金の返戻)

**第26条** この法人は、業務対象年間の期間内においては、当該業務区分に係る負担金を共同出荷組織等に対し返戻しないものとする。

2. 第7条に定める業務対象年間の終了又は短縮に伴い、新たに開始する業務対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価等が、その直前の業務対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価を下回り資金造成額が減じる場合は、共同出荷組織等から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

なお、第13条第1項の交付予約数量の減少又は解約が成立した場合は、前項の規定にかかわらず、共同出荷組織等から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

3. この法人は共同出荷組織等からの退会の申出があり、当該組織等が負担金の払い戻しを請求したときは、申出の年度末を持って、当該組織等が納入した負担金の返戻を行うものとする。ただし、返戻にあたっては、次の事項に留意し、行うものとする。

(1) 当該共同出荷組織等が、業務区分ごとに納入した金額から、当該年度の業務区分ごとに交付をした価格差補給交付金等の交付金額を控除した額とする。

(2) 当該共同出荷組織等がこの法人に対し、支払うべき債務を有しているときは、その債務を控除した額とする。

## 第 5 章 雑 則

### (報告の徴収及び調査の実施)

**第 27 条** この法人は、第 9 条第 1 項により、この事業の実施を申込んだ共同出荷組織等が当該事業を適切に行うために、次に掲げる必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 供給計画が適切に実施されるための生産出荷状況報告の徴収を行う事
- (2) 第 20 条第 3 項に定める交付結果の調査若しくは関係書類の閲覧等を行う事
- (3) 当該事業が適切に行われるための的確な指導を行う事

2. この調査等は、青果物価格補償事業に係る会員の業務検査実施要領を適用するものとする。

### (細 則)

**第 28 条** この法人は、業務務方法書で定めるもののほか、その業務の運営に関し必要な事項について、細則で定めることができる。

## 附 則

この業務方法書は、福島県知事の承認のあった日（平成 25 年 7 月 2 日）から施行し、公益社団法人福島県青果物価格補償協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）に遡及し適用する。

1. この業務方法書の変更は、福島県知事の承認のあった日（平成 28 年 9 月 14 日）から施行し、適用する。

1. この業務方法書の変更は、福島県知事の承認のあった日（平成 30 年 9 月 11 日）から施行し、適用する。

1. この業務方法書の変更は、福島県知事の承認のあった日（令和 2 年 12 月 22 日）から施行し、適用する。